

令和 4 年 第 10 回

南会津町農業委員会総会議事録
(公開用)

期 日 令和 4 年 10 月 17 日 (月)

会 場 南会津町伊南会館

南会津町農業委員会事務局

南会津町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年10月17日(月) 午後1時28分

2 開催場所 南会津町伊南会館 2階 研修室

3 出席した委員

農業委員 8名

1番	星 隆一	2番	芳賀 美紀	3番	平野 恒二
6番	湯田 義三	7番	星 洋一	9番	渡部 一男
10番	湯田 孝義	11番	室井 文一		

農地利用最適化推進委員 2名

田島1区	渡部 昭雄	舘岩3区	芳賀 敏		
------	-------	------	------	--	--

4 欠席した委員

農業委員 3名

4番	馬場 崇裕	5番	湯田 重行	8番	酒井 圭
----	-------	----	-------	----	------

5 出席した事務局職員

事務局長	菅家 康夫	農地管理振興係長	芳賀 隆徳	職員	玉川百合子
------	-------	----------	-------	----	-------

6 議 事

日程第1 欠席委員の報告について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 報告第1号 会務報告について

日程第4 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第5 議案第2号 農地利用集積計画決定について

日程第6 議案第3号 南会津農業振興地域整備計画変更(案)に対する意見の決定について

7 会議の概要

	事務局長が開会を告げ会長が挨拶をした後、南会津町農業委員会総会 会議規則第5条第1項の規定に基づき、会長が議長となり議事に入る。
議 長	それでは、只今から議事に入ります。 日程第1「欠席委員の報告について」であります。会議規則第4条 の規定により欠席の届け出がありました農業委員は、4番、馬場崇裕委 員、5番、湯田重行委員、8番、酒井圭委員であります。本日の出席委 員は8名ですので、農業委員会等に関する法律第24条第3項の規定に よる過半数に達しております。 また、会議規則第10条の規定により農地利用最適化推進委員に出席 を求めたところ、2名に出席をしていただいております。
議 長	日程第2「議事録署名委員の指名について」であります。会議規則 第20条第2項の規定により、6番、湯田義三委員、7番、星洋一委員を 指名いたします。両名には、本総会における議事録への署名をお願いい たします。
議 長	日程第3「報告第1号 会務報告について」を議題といたします。事 務局から報告をお願いします。
事務局	(事務局長 報告)
議 長	只今の件につきまして、質問などありましたら挙手願います。ありま せんか。
議 長	(「ありません。」の声あり) 質問がないようですので、会務報告を終わります。
議 長	続きまして、日程第4「議案第1号 農地法第5条の規定による許可 申請について」を議題といたします。 事件番号1について、地区担当調査員の田島第1区、渡部昭雄推進委 員から調査結果の説明をお願いいたします。
田島 1	(渡部昭雄) 10月12日に譲渡人の●●●●さんの自宅にお邪魔しまし て状況を聞いてきました。場所は、***字***番の***、登記簿 上は田ですが、現状は休耕地で去年までは田として使っておりました。 譲受人は、○○○○さん。申請理由は、***の▼▼▼が古いので閉鎖 して、新たに▼▼▼。今後、▽▽▽が増えるということでこれに対応で きる▼▼▼を作りたいということでございます。場所は、資料1をご覧 ください。地図が載っております。この周辺は△△△△の隣になります。 周りは、◇◇◇◇、◇◇◇◇、◇◇◇◇等沢山ございます。将来この地 域は、南会津町の中心になるところでございます。新顧客が見込めると いうことでここを設定したということでございます。周りは、もうほと

んど宅地化しておりまして、農業に影響はございません。資金面を調査しましたところ、問題はございません。▼▼▼ですから、▽▽▽を使いますので、それも浄化槽を通してきれいに流すということでございます。私の意見としては、妥当だという意見でございます。以上でございます。

議 長

はい、説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
本案に対してのご質疑ございませんか。

議 長

(「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りします。事件番号1について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長

(「異議なし」の声あり)
はい、ありがとうございます。異議なしと認め、事件番号1については、原案のとおり決定いたしました。

田島 1

(渡部昭雄) 議長。追加説明ですがよろしいですか。

議 長

はい。

田島 1

(渡部昭雄) 先ほど申し上げました ***番***、田なんですが、農業振興地域に入っておりまして、これが除外となりました。以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。事件番号1については、原案のとおり決定いたしました。

議 長

次に、事件番号2を議題といたします。地区担当調査員の館岩第3区、芳賀敏推進委員から調査結果の説明をお願いします。
なお、事件番号3番から5番についても、事件番号2番と同様の内容ですので一括して説明をお願いします。

館岩 3

(芳賀敏) 報告申し上げます。10月6日に現地を確認してまいりました。今、議長の言われたとおり、2番から5番まで関連性がございますので一括で申し上げます。地目は農地ですが、現状は原野です。申請の理由は、〇〇〇〇発注の中山間地域総合整備事業において、老朽化した水路の更新をするため、当該申請農地の一時転用申請を行うものです。一般基準の各項目の調査結果について説明します。県直営の事業で農地法第5条全てをクリアしていますので、問題ないと思います。審議をお願いします。以上です。

議 長	はい、ありがとうございました。説明が終わりました。 ただちに質疑に入ります。 発言のある方は、挙手願います。 本案に対してのご質疑ございませんか。
議 長	(「ありません。」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りします。事件番号2について、原案のとおり決定することにご 異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、事件番号2については、原案のとおり決定いたしま した。
議 長	次に、事件番号3を議題といたします。 ただちに質疑に入ります。 発言のある方は、挙手願います。 本案に対してご質疑ございませんか。
議 長	(「ありません。」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りします。事件番号3について、原案のとおり決定することにご 異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、事件番号3については、原案のとおり決定いたしま した。
議 長	次に、事件番号4を議題といたします。 ただちに質疑に入ります。 発言のある方は、挙手願います。 本案に対してご質疑ございませんか。
議 長	(「ありません。」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りします。事件番号4について、原案のとおり決定することにご 異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、事件番号4については、原案のとおり決定いたしま した。

議 長	次に、事件番号5を議題といたします。 ただちに質疑に入ります。 発言のある方は、挙手願います。 本案に対してご質疑ございませんか。
議 長	(「ありません。」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りします。事件番号5について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、事件番号5については、原案のとおり決定いたしました。 以上で、議案第1号の審議を終了いたします。
議 長	続きまして、日程第5「議案第2号 農地利用集積計画決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	(玉川) 私のほうから議案第2号の農用地利用集積計画決定についてご説明いたします。まず、先に議案書の配布資料の利用権設定内訳10月分が不足してしまいました。大変失礼いたしました。当日配布資料の中に利用権設定内訳10月分がありますので、そちらの方の確認をお願いいたします。それでは、利用権設定内訳10月分をご覧ください。筆数、面積、再設定、新規の順で説明申し上げます。まず、再設定ですが、田がゼロです。畑が4筆の□□□□㎡となっております。次に、新規で田が1筆の□□□□㎡、畑、5筆の□□□□㎡となりまして、合計が6筆の□□□□㎡となります。続きまして、議案書の7ページからは利用権設定の一覧となっております。使用貸借権の設定ですが、番号2番から4番の***地区の3筆のみとなっております。理由としては、貸付人からの意向で、農地を適正に管理してもらえらるなとの希望により設定をされております。また、7ページの番号5番、6番につきましては、農地中間管理機構による集積計画一括方式による利用権設定です。6番につきましては、農地所有者から機構への借り入れのみとなっております。集積計画一括方式につきましては、次ページの8ページに載せてございます。以上で説明を終わります。
議 長	はい、説明が終わりました。 ただちに質疑に入ります。 発言のある方は、挙手願います。 本案に対してご質疑ございませんか。

議 長

(「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りします。本案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長

(「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたしました。
以上で、議案第2号の審議を終了いたします。

議 長

次きまして、日程第6「議案第3号 南会津農業振興地域整備計画変更(案)に対する意見について」を議題といたします。
ここで、議案内容の説明者として農林課の藤沢一彰農政係長と農政係の大竹喜成主査に出席していただきます。

(2名が入室 着席)

議 長

事務局から議案の説明をお願いいたします。

事務局

(係長) それでは、議案書の9ページをご覧いただきたいと思います。説明に入る前に、資料の修正をお願いします。1番下段に令和4年8月17日となっておりますが、8月ではなく、10月17日の誤りですので訂正をお願いいたします。議案について説明させていただきます。南会津農業振興地域整備計画を変更することについて、南会津町長より令和4年10月7日付けで意見を求められております。簡単に内容の説明をさせていただきますと思います。資料につきましては、本日お配りした資料の中で、農用地利用変更内訳書をお手元にご準備いただきたいと思います。まず、今回の農振の見直しにつきましては、編入案件と除外案件と出てきてございます。編入につきましては、資料をめくっていただきまして次のページをご覧いただきたいと思います。2枚目の裏側です。編入につきましては、農地中間管理事業関連農地整備事業の***地区で編入がございまして、更に同じ事業の***の***地区で同じ事業がおこなわれるということで、そちらの編入でございまして、編入の面積の計が□□□□㎡となっております。事業の中身等につきましては、後ほど農政の係の方からご説明があります。続きまして、除外につきましては、先ほど5条の申請がありました◆◆◆◆さんのすぐ裏手に、○○○○さんの出店計画がありまして、そちら***地内の農振除外となっております。除外面積が□□□□㎡のところ、編入と除外、それぞれ計画、随時見直しがあるということで意見を求められております。私からの説明は以上となります。

議 長

はい、ありがとうございました。
次に、町農林課農政係から変更案の内容の説明を求めます。

農林課

（農政係長）皆様、大変お疲れ様でございます。農林課農政係長をしております藤沢一彰です。本日はお時間をいただきまして、農振農用地区域の編入と除外を説明させていただきます。今ほど概要の説明をさせていただいたとおりですが、編入につきましては、今回***地域の***地区、***地域の***地区ではほ場整備の計画が進んでございます。ほ場整備を実施するにあたりましては、計画地域内の農地、その他、今現在農地ではない地目のところも若干ございますが、全て農振農用地区域に指定されている農地でなければ国の補助事業が受けられないこととなっておりまして、筆数で言いますと、***地区で159筆、***地区で10筆、先ほどから説明ありましたとおり、約□□□□haほどの農振農用地区域への編入が必要ということで、今回皆様にご審議いただきたいという所でございます。2点目の除外についてですが、先の8月の農業委員会総会、本日の議案の中でも***のバイパス沿線、△△△△が出店してる脇に〇〇〇〇が出店予定ということで、こちらについて農用地区域から除外をいたしまして宅地への転用をしたいとの案件がございましたので、こちらにつきまして皆様にご審議していただきたいというような内容でございます。詳細につきましては、担当の大竹から説明をさせますのでよろしくお願いいたします。

議 長

次に、町農林課農政係から変更案の内容の説明を求めます。

農林課

（大竹喜成主査）農林課農政係の大竹です。私のほうから内容を説明させていただきますと思います。お配りしています農用地利用計画変更内訳書（随時変更）と書かれているものの、後ろの編入計、除外計のページをご覧ください。前段説明ございましたが、今回、ほ場整備に関連して編入する箇所が169筆、□□□□haとなっております。こちら内訳書の後ろについております編入箇所図をご覧ください。***の箇所図が5枚ございます。編入箇所図（***）5分の1ですが、上から***地区の順に下の方になってございます。地図上で赤の点線で囲まれている区域がほ場整備の対象区域となっております。整備の対象区域のうち、水色で着色している部分が現在、農振農用地区域に指定されていない箇所となっておりますので、こちらの編入を行います。編入箇所図の5分の3をご覧ください。今回編入する箇所のうち、こちらの右下の部分、字***と書いてある部分、こちらは一部ほ場整備の対象区域で対象区域外の農地が3筆ほどございます。赤の点線で囲まれている字***と書かれている三角計の形をしている部分なんですが、こちらは、ほ場整備で整備する水路、水路敷きに隣接する箇所であることから、農用地区域の編入に必要な箇所であるため、併せて編入の方を行います。具体的な地番で言いますと先ほどの一覧表の1番後ろのページの真ん中あたり、地権者で言いますと❖❖❖❖さん、◎◎◎◎さん、◎◎◎◎さん、3名の字***、山林の部分となっております。変更理由についても、ほ場整備実施について隣接する水路の維持管理に必要な土地であるための編入と記載させていただいております。今回実施しますほ場整備につきましては、***地区、***地区ともに現在、整備計画の国の承認

に向けた取り組みを行っております。今後のほ場整備のスケジュールとしましては、令和5年3月に国から計画承認を受ける計画でありますので、計画承認の前に農用地域でない箇所については、編入が必要であります。計画承認後のスケジュールにつきましては、令和5年度に***地区、***地区ともに実施設計ということで、現地のほ場設計を行います。実際に工事が始まりますのは、令和6年度からの着工を予定しております。お配りしてます集積集団化等促進基盤整備計画書、***地区、***地区、それぞれ現在計画案の段階ではありますが、ほ場整備の計画書になっております。***の方、1ページめくっていただきますと地図になっております。赤と緑で塗られている箇所が、実際に整備が行われる箇所となっており、地区としましては、***の***、***、***地区の***、***、***地区の5地区での実施になっております。ほ場整備の地区面積としては、□□□□ha ございまして、そのうち受益面積、実際に農地として整備を行う部分については、□□□□ha の面積がございまして、地図の次のページに第1章、概要という箇所に地区面積の方が書いてございます。受益面積、整備面積については、ページの右下の方に縦書きで、ほ場整備計画と書いてある欄ございまして、こちらに整備後の農地の区画ごとの面積、合計値が書いてあります。整備後の営農につきましては、水稻、アスパラガス、トマト、カスミソウ、大豆、そばといった作物を主に計画しております。ページを1枚めくっていただきまして、3番、対象事業名のページをご覧ください。事業名が農地中間管理機構関連農地整備事業となっております。こちらは、新しくできた国のほ場整備の事業となっております。その事業名のとおり、農地中間管理事業に関連したものになっておりまして、事業については、地権者の個人負担を取らない代わりに対象地区内の農地を事業実施前に全て農地中間管理機構を通した貸し借りを行う状況にするという要件を持っています。現在、その農地中間管理権の設定に向けた手続きを町で進めているところでございます。事業の年度につきましては、開拓年度が令和5年度を予定しておりまして、完了年度は令和14年度を予定しております。続いて、***地区の計画書をご覧ください。1ページ目が対象区域の説明になっております。赤く塗られている箇所が整備地区の対象となっております。概要につきましては、***地区は、地区面積が□□□□ha となっております。1ページめくっていただきまして、農業経営の変化と農業農村整備の展望のところがありますが、***地区については、水稻と野菜、主に***トマトの生産を見込んでおります。現状、既に水稻と***トマトがあるので、それをさらに発展させるような形の整備となります。次のページ、対象事業名ですが、***地区も***地区と同じく農地中間管理機構関連農地整備事業を活用しての整備事業になります。採択年度は、同じく令和5年度、完了予定年度につきましては、令和11年度を予定しております。ほ場整備の概要につきましては、以上になります。続いて、除外の案件について説明させていただきます。お配りしている配布資料、左上に様式第2号、別表1-1と書いてある資料をご覧ください。こちらが除外案件の資料となっております。今回上がってきておりますのが、○○○○さん

の除外の案件になります。用途としては、▽▽▽の建設として***番***、他4筆の除外を予定しております。こちら1ページ目をめくっていただきますと、位置図の方を添付しております。事業の箇所としましては、△△△△さんと◇◇◇◇さんの間、赤く塗られてる箇所になります。コの字に抜けている箇所が、本日議案になっておりました◆◆◆◆さんの▼▼▼の箇所になっております。土地の選定の理由としましては、現在国道289号バイパス開通に向けて工事中なのですが、こちら開通後は、地域の交通の要所となることですか、既に西側の方は住宅地として整理が進んでいるということから、現在バイパス沿いに関しては、▽▽▽を販売する大型店舗がないという現状がありまして、住民の利便性の向上を図るために、〇〇〇〇さんが出店計画を提出されております。現在121号線沿いに〇〇〇〇さんが出店されておりますが、こちら、聞き取りした限りでは、新店舗の開店後も旧店舗は引き続き営業は続けて、撤退の予定はないと聞いております。今回事業計画にあたりまして、周辺農地に及ぼす影響ですが、現在こちら水田になっている部分への出店ではありますが、周辺に用排水路、素掘りの側溝ですが、用排水路ありまして、そちらについては、現況ある水路につきましては、全て残したまま、南側の水田については、引き続き農地としての利用が可能なような水利を確保できるような計画となっております。雨水排水等の流出に関しては、生活雑排水については全て国道に通ってあります公共下水道に流入させる計画となっております。雨水排水につきましても町の土側溝を利用して国道、バイパスの側溝に流入させる計画となっております、周辺農地への流出についてはないと説明を受けております。水田と接する南側の部分につきましても、擁壁を建てる計画となっておりますので、後ろ側への農地に雨水等の流入もないと考えられます。具体的な店舗の配置に関しては、土地利用計画平面図、横長の図面を添付しております。図面の上がバイパスとなっております。***-***と書いてある黒枠の部分が▼▼▼の建設予定地となっております。店舗への出入りについては、バイパスから2か所、△△△△との間にある町道からの乗り入れが可能になります。こういった事業計画の提出がありまして農林課の方で検討したところ、周辺農地への影響等も考慮をされている計画であることから、農振の除外については問題ないと判断したため、今回農業委員会さんの方へ意見の聴取をさせていただきましたので、よろしくお願いいたします。事業概要についての説明は以上になります。

議 長

説明が終わりました。

書類がいっぱいあって見るの大変ですが、質疑に入りたいと思います。疑問や発言のある方は、挙手願います。

本案に対してご質疑ございませんか。

田島 1

(渡部昭雄) ◆◆◆◆さんの予定地なのですが、所有権の移転ですが、その後ろに2枚田んぼがあります。この田んぼ2枚分は所有権の移転なんでしょうか、それとも賃貸なんでしょうか。

農林課	(大竹喜成主査) 今回の事業計画についての土地は、賃借の計画と伺っております。
田島 1	(渡部昭雄) わかりました。
議 長	ほかに質疑、質問ありませんか。 質疑がないようですので、質疑を終了し採決いたします。 お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしの声がありますので異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたしました 以上で、議案第 3 号の質疑を終了いたします。ここで農林課 2 名の方の退出をお願いします。説明ありがとうございました。 (農林課職員 2 名 退出)
議 長	以上で、総会に付議されました議事案件は全て終了いたしました。
議 長	次に報告事項に入ります。事務局から報告をお願いします。
事務局	(事務局長 2 a 未満の農業用地施設建築届について 説明)
議 長	次に協議事項に入ります。事務局から報告をお願いします。
事務局	(事務局長 「農用地利用最適化の推進に関する意見(案)について」 説明)
事務局	(係長 「農業者年金加入推進について」 説明)
議 長	説明が終わりました。何かご質問ございませんか。 (活動記録についての確認)
議 長	他に質問ありませんか。 無いようですので、次回総会までの業務日程について、事務局から説明をお願いします。
事務局	(事務局長 業務日程 説明)
議 長	説明が終わりました。何か質問ございませんか。

議 長

質問ないようなので、その他に入ります。事務局、皆さんから何かありましたらお願いします。
無いようですので代理の方から閉会の言葉をお願いします。

職務代理

繁忙期の中皆さんにお出にいただき、大変ありがとうございました。
まだ、稲刈り等終わってないかとは思いますので、怪我の無いようお願いいたします。これを持ちまして終了させていただきます。

閉会 午後 2時37分

上記のとおり、会議次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確であることを証明するためここに署名する。

議 長

6 番

7 番